

同志社大学自己点検・評価規程

1994年7月7日

制定施行

改正	1995年4月1日	1995年12月1日
	1996年4月1日	1997年5月20日
	1999年4月1日	1999年7月15日
	2001年3月31日	2002年5月1日
	2003年2月1日	2003年2月22日
	2004年1月31日	2004年4月1日
	2004年5月1日	2007年3月31日
	2011年7月30日	2014年10月25日
	2015年3月28日	2017年3月25日
	2018年7月28日	2021年6月26日
	2026年3月5日	

（趣旨及び目的）

第1条 本学は、教育研究水準の向上を図り学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社大学学則第1条の2第1項、同志社大学大学院学則第1条の2第1項、同志社大学専門職大学院学則第2条第1項及び同志社大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第4項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

2 この規程は、本学の自己点検・評価において必要事項を定める。

（自己点検・評価の体制）

第2条 本学の自己点検・評価活動は、内部質保証推進規程第4条第7号の規定に基づき、同志社大学内部質保証推進会議（以下「内部質保証推進会議」という。）が統括する。

2 学部及び大学院研究科は、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うため、当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 学部及び大学院研究科は、前項の自己点検・評価委員会に関する申合せを別記様式第1号又は別記様式第2号のとおり定める。

4 本学を構成する機構、学長室、部、所、センター、院、インスティテュート、クラスター、館及び室は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

（自己点検・評価項目）

第3条 本学は、次の項目について毎年度重点項目を定めて自己点検・評価を行う。

- (1) 大学の理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程・学習成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務
- (11) 国際連携
- (12) 研究開発
- (13) ダイバーシティ

2 前項の各号に係る点検及び評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進会議が設定する。

（自己点検・評価の実施方法）

第4条 学部及び大学院研究科その他の組織は、内部質保証推進規程第4条第5号に基づき策定された自己点検・評価実施要項に則って自己点検・評価を行う。

2 学部及び大学院研究科は、自己点検・評価結果を内部質保証推進規程第2条第3項に基づき設置する各組織の質保証委員会に報告する。

3 各組織の質保証委員会は、内部質保証推進規程第7条第3号及び第4号の規定に基づき、自己点検・評価結果に基づく改善策又は向上策を策定及び実行し、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。

4 学部及び大学院研究科以外の組織は、自己点検・評価結果を内部質保証推進会議に報告する。

（自己点検・評価結果に係る対応）

第5条 学長は、学校教育法が定める自己点検・評価結果の公表を、内部質保証推進規程第4条第9号に規定する自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報でもって行う。

2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

（事務）

第6条 自己点検・評価活動の所管及びこの規程に関する事務は、学長室総合企画部企画課が取り扱う。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別記様式第1号

（学部及び学部を基礎とする研究科）

別記様式第2号

（独立研究科及び専門職大学院）